

○恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則

平成28年5月31日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条及び恵庭市スポーツ振興まちづくり条例(平成26年条例第29号)第16条の規定により設置する恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ関連活動に関する計画その他スポーツ振興に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員の定数は10人以内とし、スポーツに関する学識経験のある者及びスポーツ関連団体関係者の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部健康スポーツ課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

《関係法令抜粋》

○スポーツ基本法（平成 23 年・法律第 78 号）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○恵庭市スポーツ振興まちづくり条例（平成 26 年 11 月 28 日・条例第 29 号）

（審議会）

第 16 条 市は、スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価を行うため、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

（取り組みの検証及び評価）

第 17 条 市は、審議会、市民等及びスポーツ関連団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況、実施効果等を検証及び評価し、これを公表するものとします。

（補則）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。